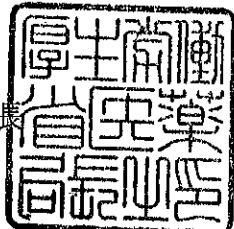


No.
167医薬発 第0731004号
平成14年7月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



鎮咳去痰薬及び鼻炎用内服薬の製造（輸入）承認基準の一部改正について

一般用医薬品のうち、鎮咳去痰薬及び鼻炎用内服薬の製造（輸入）の承認については、鎮咳去痰薬製造（輸入）承認基準及び鼻炎用内服薬製造（輸入）承認基準により行われているが、今般下記のとおりその一部を改正することとしたので、御了知の上、貴管下業者に対し周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう何分の御配慮を煩わしたい。なお、基準は、平成14年8月9日以降製造（輸入）承認申請される品目に對し適用される。

記

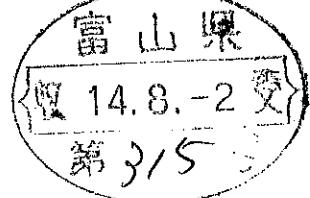
次に掲げる通知をそれぞれ次のとおり改めること。

- 1 昭和51年11月25日薬発1216号薬務局長通知「鎮咳去痰薬製造（輸入）承認基準について」の別表1のB項中「| 塩酸フェニルプロパノールアミン | 30 | 90 |」を削る。
- 2 平成5年1月29日薬発第64号薬務局長通知「鼻炎用内服薬製造（輸入）承認基準等について」の別紙「鼻炎用内服薬製造（輸入）承認基準」について以下のように改める。
 - (1) 別表1のII欄1項「| 塩酸フェニルプロパノールアミン | 100mg |」を削り、「| 塩酸フェニレフリン | 30mg |」の次に「| 塩酸プロソイドエフェドリン | 180mg |」を、「| 塩酸メトキシフェナミン | 150mg |」の次に「| 硫酸プロソイドエフェドリン | 180mg |」を加える。
 - (2) 2の(1)オ、(4)イ及びカを次のように改める。

2 基準

(1) 有効成分の種類

才 別表1のII欄に掲げる有効成分を配合する場合は、1項においては2種までとし、2項においては1種に限る。ただし、dl-塩酸メチルエフェドリン及び1-塩酸メチルエフェドリン又は塩酸プロソイドエフェドリン及び硫酸プロソイドエフェドリンは、それぞれ同時に配合してはならない。



(4) 用法及び用量

- イ 生後3カ月未満の者を対象とする用法は認められない。また、塩酸プロソイドエフェドリン又は硫酸プロソイドエフェドリンを含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。
- カ 内用液剤の1回最大用量は10mLとする。